

氷見市被災者生活再建支援金のご案内

1 氷見市被災者生活再建支援金の支給について

被災者生活再建支援金（以下「支援金」といいます。）は被災者の方の自立した生活の開始を支援するために被災世帯の世帯主に支給されます。支給額や申請期間は定められており、被災者の方の申請に基づき支給されます。

ただし、法の適用により、法に基づく被災者生活再建支援金の支給の対象（国制度適用対象）となる場合、氷見市の支援金は対象外となります。

2 支援金の種類について

支援金には、住宅の被災程度に応じて支給される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」があり、それぞれ支給額が定められています。また、世帯員の数によっても支給額が異なります。

3 必要書類について

申請には以下の書類が必要になりますので準備をして下さい。

（１）住民票の写し（市発行）

被災時点の住所、世帯構成、世帯主、続柄等がわかる世帯全員分の住民票

（２）住宅が被害を受けたことが確認できる罹災証明書（市発行）

※住宅を解体した場合には、住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる書類

〔例：解体証明書（市発行）又は滅失登記簿謄本（法務局発行）〕

※敷地被害による解体の場合は、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書

※長期避難世帯が申請するときは、当該世帯に該当する旨の市による証明書類

（３）支援金の振込先口座を確認できる預金通帳の写し

金融機関「支店名」、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義「カタカナ名」の記載があるもの

【加算支援金の場合】

（４）契約書等の写し

住宅の「建設・購入」、「補修」又は「賃借」に応じ、そのことを確認できるもの（工事請負契約書、不動産売買契約書、建物賃貸借契約書 など）

※「再建に係る契約書の確認項目」については別紙参照

4 支援金の支給額について

支援金の世帯別支給額（上限額）は、下表のとおり、被災状況及び世帯員の数などにより異なります。

（全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯の場合）

世帯員の数	基礎支援金	加算支援金		支援金支給額（合計）
複数	100万円	住宅を建設・購入する場合	200万円	300万円
		住宅を補修する場合	100万円	200万円
		住宅を賃借する場合	50万円	150万円
単数	75万円	住宅を建設・購入する場合	150万円	225万円
		住宅を補修する場合	75万円	150万円
		住宅を賃借する場合	37.5万円	112.5万円

（大規模半壊世帯の場合）

世帯員の数	基礎支援金	加算支援金		支援金支給額（合計）
複数	50万円	住宅を建設・購入する場合	200万円	250万円
		住宅を補修する場合	100万円	150万円
		住宅を賃借する場合	50万円	100万円
単数	37.5万円	住宅を建設・購入する場合	150万円	187.5万円
		住宅を補修する場合	75万円	112.5万円
		住宅を賃借する場合	37.5万円	75万円

（中規模半壊世帯、半壊世帯の場合）

世帯員の数	基礎支援金	加算支援金		支援金支給額（合計）
複数	—	住宅を建設・購入する場合	100万円	100万円
		住宅を補修する場合	50万円	50万円
		住宅を賃借する場合	25万円	25万円
単数	—	住宅を建設・購入する場合	75万円	75万円
		住宅を補修する場合	37.5万円	37.5万円
		住宅を賃借する場合	18.75万円	18.75万円

（準半壊世帯の場合）

世帯員の数	基礎支援金	加算支援金		支援金支給額（合計）
複数	—	住宅を建設・購入する場合	50万円	50万円
		住宅を補修する場合	25万円	25万円
		住宅を賃借する場合	10万円	10万円
単数	—	住宅を建設・購入する場合	37.5万円	37.5万円
		住宅を補修する場合	18.75万円	18.75万円
		住宅を賃借する場合	7.5万円	7.5万円

（一部損壊世帯の場合）

世帯員の数	基礎支援金	加算支援金		支援金支給額（合計）
複数	—	住宅を建設・購入する場合	5万円	5万円
		住宅を補修する場合	5万円	5万円
		住宅を賃借する場合	5万円	5万円
単数	—	住宅を建設・購入する場合	3.75万円	3.75万円
		住宅を補修する場合	3.75万円	3.75万円
		住宅を賃借する場合	3.75万円	3.75万円

(注意)

- ・ 支援金支給申請の限度額は、支給額の表の額となりますが、既に支援金の支給を受けている場合（前年度以前に支給を受けている場合を含む。）には、以下のとおりです。

基礎支援金… 既に支給を受けている支援金の額を控除した額

加算支援金… 「住宅を補修する場合」の支援金の支給を受けている場合は0、
それ以外の場合は、既に支給を受けている支援金の額を控除した額

5 支援金の申請期間について

支援金の申請期間は災害の発生日を基準として、支援金の種類毎に下記のとおり定められており、申請期間中に申請する必要があります。

支援金の種類	申請期間
基礎支援金	災害のあった日から13ヶ月の間
加算支援金	災害のあった日から37ヶ月の間

6 加算支援金に係る状況報告について

住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金については、申請内容どおりに住宅の再建を完了したことが分かる書類（住宅の再建に要した経費の支出が確認できるもの）を、氷見市被災者生活再建支援金再建状況報告書（様式第4号）により再建後速やかに市長に提出する必要があります。

【住宅の再建に要した経費の支出が確認できる書類の例】

- ・ 領収書の写し
- ・ 工事写真
- ・ 申請者本人が補修する場合は、領収書の写しにあわせてレシート等の経費の内訳が分かる書類の写し

7 支援金の返還について

市長は、偽りその他不正な手段によって支援金の支給を受けたとき、予定された住宅の再建を実施しないとき等は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、支給決定を取り消したときに、取消に係る支援金をすでに支給している場合は、市長は期限を定めて当該支援金の返還を請求します。

この場合に、支援金の受給の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金について加算金を納付していただくとともに、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について延滞金を納付していただきます。

なお、延滞金及び加算金にあっては、やむを得ない事情があると認めるときは、被災者の申請により、その全部又は一部を免除することができます。

申請書提出先・問合せ先

935-8686

氷見市鞍川1060番地

氷見市市民課

TEL 0766-74-8010